

# 生徒会会則

## 第1章 名 称

第1条 本会は愛知県立春日井高等学校生徒会と称する。

## 第2章 目 的

第2条 本会は学校並びに地域社会と協力して教職員の指導の下に会員相互の親睦を計り、自主的活動により学校行事の運営に参画し、望ましい学校生活を送ることを目的とする。

## 第3章 会 員

第3条 本会会員は愛知県立春日井高等学校全生徒とする。

## 第4章 構 成

第4条 本会は評議会、部活動、同好会より構成される。

## 第5章 役 員

第5条 本会は、会長1名、副会長1名、会計1名、書記1名、各常任委員長各1名ずつ計3名（運動、ボランティア、部活動）の役員をおく。

第6条 前条の役員は「生徒会役員選挙規定」により選出され議長、副議長を加え中央委員会を構成する。

第7条 役員の任期は半年とする。

第8条 会長は次の権限を持つ。

- 1 会長は生徒会の代表生徒である。
- 2 会長は中央委員会の長として、必要に応じて中央委員会及び、評議会を召集することができる。
- 3 会長は各常任委員会の報告書を要求することができる。

第9条 副会長は会長を補佐し、会長の不在、もしくは執務不能な場合にこれを代行する。

第10条 会計の主な任務は次の通りである。

- 1 会計は金銭出納の責任者となる。
- 2 会計は部活動の予算編成を円滑に進められるように協力する。

第11条 書記は評議会の議事録及び、その他すべての文章の作成にあたる。

第12条 運動常任委員長は球技大会の運営及び当日の進行を担当する。

第13条 ボランティア常任委員長は募金活動に携わり、ボランティア活動等のコーディネートを担当する。

第14条 部活動常任委員長は、部活動の活動調査をはじめ、部活動全般の活性化をはかる。

## 第6章 評議会

第15条 評議会は生徒会の立案決議機関、立法機関である。

第16条 評議会は中央委員及び各HRから選出された正副会長で構成される。

第17条 議長、副議長は他の中央委員と同様、全校生徒の信任投票により選出する。

第18条 中央委員会は必要に応じて会合をもち、評議会の活動運営にあたる。

第19条 評議会の召集権は会長にある。また、評議員の3分の1以上の要求があれば、召集せねばならない。

第20条 評議会はその総員の2分の1以上の出席をもって成立し、必要に応じて議会を開くことができる。

第21条 評議会は公開とする。

第22条 評議員及び中央委員の任期は半年とする。

## 第7章 ホームルーム役員

第23条 各HRは次のホームルーム役員を選出し、任期は半年とする。

会長1名、副会長1名（評議員をかねる）、文化祭実行委員1名、体育祭実行委員1名、※あらたま編集委員（1・2年のみ）1名、※選挙管理委員2名、※ICT委員2名、保健委員2名、※図書委員2名、※防災委員2名、美化委員2名、体育委員2名、生活委員2名、※修学旅行委員（2年のみ）2名、※アルバム委員（3年のみ）2名

※は任期を1年とする。

## 第8章 部及び同好会

第24条 部及び同好会は、その活動内容によって部活動常任委員会の統轄を受ける。

（同好会とは、部になるための準備期間の名称であって、予算を与えないことを除き、全て部と同等の権利義務を有する）

第25条 各部及び同好会は、部長、副部長を置き、またそれらは中央委員会の要望により報告書を出す義務を有する。

第26条 本会会員は、活動に支障がない限り、部または同好会での兼部ができ、やめることもできる。

## 第9章 財政

第27条 会計監査は前年度の後期会計を監査委員として行う。

第28条 予算については次の通りとする。

部活動予算請求書は、生徒会部の総務財政担当が決めた日時までに担当者に提出する。

## 第10章 顧問

第29条 本会には次の顧問教師をおく。

- 1 中央委員会・評議会係2名
- 2 運動・ボランティア・部活動常任委員会係各1名
- 3 選挙管理委員会係1名

## 第11章 解任及び補充

第30条 解任については次の通りとする。

- 1 中央委員会の役員は評議会において、また評議員は各HRにおいて承認を得れば辞任することができる。
- 2 中央委員会の役員は評議会において3分の2以上をもって不信任案が可決されたとき、辞任せねばならない。

第31条 中央委員、評議員、ホームルーム役員の辞任等で、仕事ができない場合は、必要に応じて補欠選挙を行う。

## 第12章 最高決定権

第32条 最高決定権は校長がこれを有する。

## 第13章 修正

第33条 本会則の修正は評議会の3分の2以上により可決され、校長の許可を受け成立する。

## 付則

本会則は平成18年4月1日より実施する。

# 生徒会議事運営規則

## 第1章 総 則

第1条 愛知県立春日井高等学校生徒会評議会の運営については、生徒会会則に定める事項の他はこの規則による。

第2条 この規則は議事運営規則である。

第3条 評議会を召集するときは生徒会会則第6章の定めるところにより召集状を通じて日時・場所・議題その他必要な事項を開会当日ＳＴ時に各議員に連絡する。召集状は会長が発行する。

第4条 議員は指定された日時までに会議場に集まらなければならない。但し、「3学期の3年生の出席は義務づけない。したがって3学期以降の定足数は24から16となる。(3学年とも8クラスの場合)

第5条 評議会は議長がこれを開閉する。

## 第2章 議 長

第6条 議長は本会則に従い常に公正な立場で議会を運営する。議長の主な任務は次の通りである。

- 1 会議の成立を宣言する。
- 2 開議時刻までに出席議員が定数に満たないときまたは会議中退席するものがあって定数を欠いたときは議長は流会を宣言しなければならない。
- 3 会議の秩序をはかり、会議中しばしば本規則に違反し、議長の注意に従わない者は議長の権限によって発言の停止あるいは退場を命ずることができる。
- 4 すべての発言を議員に正確に伝える。
- 5 発言は提出者の言葉をそのまま返し、要約したり、訂正したりするときは必ず提出者の同意を求める。
- 6 緊急動議が提出されたとき、1人以上の支持者があれば要旨を説明させた後、議題としての採決可否をはかる。
- 7 すべての議案提出者の説明が終ってから質問を許可する。
- 8 質疑応答が終わり、他に質問がなければそれを確かめた後、質問の打ち切りを宣言し、討論の開始を許可する。

- 9 討論終結と認めたとき、または討論終結の動議が可決されたときは速かに討論終結を宣言する。この場合は一切の質問を許さない。
- 10 採決を行うときはそのことを宣言する。
- 11 採決の結果を明確に発表する。
- 12 任務を行っている間は討論に参加してはならない。討論に参加するときは副議長に議長の任務を委任する。
- 13 議長に関する動議が出されたときは副議長に採決させる。
- 14 議事が終われば閉会を宣言する。

### 第3章 副議長

第7条 副議長は議長を補佐し、議長に事故があるときはこれを代行する。

### 第4章 書記

第8条 書記の主な任務は次の通りである。

- 1 議員の出席をとる。
- 2 会議における一切の議事の記録を正確にし、関係書類を添えておく。
- 3 採決の場合、賛否を正確に数えて、報告する。

### 第5章 動議

第9条 動議は賛成者がなければ議案とならない。緊急動議はいつでもすることができる。

動議の採決順序は議長の意思による。

第10条 議案となった議員提出動議の撤回には議会の承認がなければならない。

第11条 議案および議題で否決されたものはその会議中は再び提出することができない。但し緊急動議はこの限りでない。

### 第6章 発言（質問および討議）

第12条 発言者はすべて議長の許しを得た後、質問討議を行う。

第13条 質問および討議の場合には議題の提出者およびそれまで発言しなかった者はすべて、発言した者よりも優先して発言できる。

第14条 議員は議題について自由且つ充分に討議する権限を持っている。

第15条 同時に2つ以上の問題を討論することはできない。

第16条 議員の発言がまだ尽きない場合でも議員は討論または質問の終結の動議を提出することができる。

第17条 選挙および投票採決中は議員は発言することができない。

## 第7章 採決および選挙

第18条 議長が決しようとするときは、議題および議案を会議に宣告しなければならない。

前項の宣言をした後では、発言することができない。

第19条 採決の方法は挙手・起立・記名および無記名投票の4種とし、議長が適宜これを採用する。但しその方法につき3名以上の異議のあるときは議長は会議にはかり討論を用いないで挙手により採決する。

第20条 採決が終わったときは、議長はその結果を宣告する。議長が必要と認めたときまたは議員中から3名以上の要求があったときは、議員中から立会人を指名して投票点検に立ち会わせることができる。

第21条 同一の議題について数箇の修正案が提出された場合は、議長が採決の順序を定める。

その順序は原案に最も遠い者から先に採決する。修正案がすべて否決されたときは、原案について採決しなければならない。

# 生徒会役員選挙規定

## 第1章 選挙管理委員会

第1条 選挙管理委員会は各HRごとに選出された2名ずつの選挙管理委員より成り、任期は1年とする。

第2条 選挙管理委員会は委員長を互選する。

第3条 選挙管理委員会は次のことを行う。

- 1 選挙の告示。
- 2 立候補者の受付と発表。
- 3 当選の確認と発表。
- 4 選挙に関する細目の制定および準備事務。

## 第2章 候補者

第4条 立候補者は1人1役とし、5名の推薦状をそえて責任者氏名と共に届け出る。

第5条 選挙運動は届出受付の時より、選挙管理委員会の定める方法により行うことができる。なお、立候補の取り消しは締切り日以降は認めない。

## 第3章 選挙方法

第6条 投票は無記名・単記の直接投票とし最多得票者より順次当選とする。

第7条 立候補者が定員数を越えない場合、全会員による信任投票を行い、有効投票数の過半数を得たとき、信任とする。

第8条 定員不足の場合は補充選挙を行う。

第9条 補充選挙をしても尚、定員不足の場合は評議員の中から互選し、評議会で承認を受ける。

(該当クラスは新たに評議員を選出する ことができる。)

第10条 選挙に関して不正行為のあった場合、選挙管理委員会は次のようにすることができる。

- 1 立候補を取り消す。
- 2 投票権をなくする。
- 3 当選を無効とする。

## 付 則

- 1 この規定は平成13年4月1日からこれを施行する。